

屋外広告業の登録制度について

屋外広告業の登録の申請

屋外広告業の登録^(注1)を受けようとするときは、屋外広告業登録申請書(規則様式第13号)に次の事項を記載し、添付書類及び手数料1万円(福岡県領収証紙による。)^(注2)を添えて提出^(注2)してください。

 **(注1)** 登録の有効期間は5年間です。満了日の**30日前**までに更新申請の届出が必要です。

(注2) 申請者が法人の場合、法人の代表者が申請者であり、営業所長、支店長など法人の代表者以外の名義による申請はできません。

【記載事項】

- ◆ 商号、名称又は氏名及び住所(法人の場合、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
- ◆ 営業所の名称、所在地(北九州市・福岡市を除く福岡県内の市町村で営業を行う営業所^(注3))
- ◆ 法人にあつては役員の氏名
- ◆ 法定代理人(個人の場合)の氏名、住所(申請者が未成年の場合)
- ◆ 法定代理人(法人の場合)の商号、名称又は氏名及び住所並びに役員の氏名(申請者が未成年の場合)
- ◆ 営業所ごとに選任された「業務主任者」の氏名、所属する営業所の名称 など

 **(注3)** 福岡県外又は北九州市・福岡市内に営業所があり、北九州市・福岡市以外の福岡県内の市町村で営業を行う営業所であっても届け出る必要があります。

【添付書類】

- ◆ 申請者の住民票(法人の場合、登記事項証明書)「3ヶ月以内に発行のもの」^{(注1)(注2)}
- ◆ 誓約書[登録の拒否事由に該当しない者であること](規則様式第13号の2)
- ◆ 略歴書(法人の場合、全役員)(規則様式第14号)
- ◆ 業務主任者の資格を証する書面(屋外広告物講習会修了証明書や屋外広告士合格証書などの写し)
- ◆ 業務主任者が在籍することを証する書面(健康保険被保険者証の写しなど)
- ◆ 法定代理人(個人の場合)の住民票、略歴書、誓約書(登録申請者が未成年の場合)
- ◆ 法定代理人(法人の場合)の登記事項証明書、役員の略歴書、誓約書(登録申請者が未成年の場合)
- ◆ その他必要となる確認書類(法人の役員が未成年者の場合は、法定代理人の住民票)

―― **(注1)** 住民票及び登記事項証明書は原本(コピー不可)とし、発行から3ヶ月以内のものに限ります。

(注2) 法人の場合、役員の住民票は必要ありません。

(注3) 登録の内容は一般に公表します。

● 法人の役員とは、

法人の役員とは、株式会社又は有限会社の常勤の役員などをいい、業務を執行しない監査役、監事、事務局長等は役員に含まれません。

登録の拒否

登録申請書又は添付書類のうち重要な事項について、虚偽の記載又は事実の記載が欠けているとき又は登録申請者が次のいずれかに該当するときは、登録を拒否します。

【拒否要件】

- ① 登録が取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- ② 法人が登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内に役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者
- ③ 営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- ④ 屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員等^(注1)
- ⑥ 暴力団等とその事業活動を支配されるもの
- ⑦ 福岡県暴力団排除条例の規定に違反したもので、勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- ⑧ 福岡県暴力団排除条例の規定により懲役又は罰金に処せられたもので、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- ⑨ 未成年者で、その法定代理人が上記1～8のいずれかに該当する者
- ⑩ 法人で、その役員のうち上記1～5、7、8のいずれかに該当する者
- ⑪ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

 **(注1)** 平成22年4月1日から適用されます。

登録事項の変更の届

登録の内容に変更が生じたときは、屋外広告業登録事項変更届出書(規則様式15号)により、30日以内に届け出てください。届出は、変更の内容に応じて、次の書類を添付してください。

【添付書類】	変 更 内 容	書 類
◆商号、名称又は氏名及び住所		申請者の住民票(法人の場合、登記事項証明書)
◆営業所の名称及び所在地(法人で商業登記の変更が必要な場合)		登記事項証明書
◆法人の役員		登記事項証明書、略歴書、誓約書
◆法定代理人の氏名及び住所 (法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)		住民票、略歴書、誓約書 (登記事項証明書、役員の略歴書、誓約書)
◆業務主任者		資格書面(写し)、在籍する証明書

廃業等の届

屋外広告業者が次のいずれかに該当することとなったときは、屋外広告業廃業等届出書(規則様式第15号の2)により、30日以内に届け出てください。

廃 業 等 の 事 由	届 出 者
◆死亡した場合	相続人
◆法人の合併により消滅した場合	法人代表役員であつた者
◆法人が破産により解散した場合	破産管財人
◆法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
◆屋外広告業を廃止した場合	登録申請者

業務主任者の設置

屋外広告業者は、営業所ごと^(注1)に、次の資格者の中から業務主任者を置くこととなっています。

【資格者】
◆登録試験機関 ^(注2) が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験の合格者
◆福岡県又は他の都道府県、政令市、中核市が行う屋外広告物講習会修了者
◆「職業訓練指導員免許所持者」、「技能検定合格者」、「職業訓練修了者」(いずれも広告美術仕以上に係るもの)

 **(注1)** 「営業所ごと」とは、当該業務主任者が必ずしもその営業所の専任の者であることは要しないが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事しうる者をおくべきことをいいます。

(注2) 「登録試験機関」とは屋外広告物法に基づき、国土交通大臣の登録を受けた法人をいい、(社)全日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告士などが該当します。

業務主任者の役割

業務主任者は次の業務の総括に関することを行う必要があります。

【業 務】
◆屋外広告物条例、その他広告物の表示等に関する法令の遵守
◆屋外広告物の表示、物件の設置に関する工事の適正な施工、その他安全の確保
◆営業所ごとに備える帳簿の記載
◆その他、屋外広告業の適正な実施の確保

屋外広告業者の責務

屋外広告業者は、営業所に標識を掲げ、また営業所ごとに帳簿を備えることになっています。

●標識の掲示

営業所には、公衆の見やすい場所に次の事項を記載した標識「屋外広告業者登録票」(規則様式第19号)を掲げる必要があります。

- ◆商号、名称又は氏名(法人の場合、代表者の氏名)
- ◆登録番号及び登録年月日
- ◆営業所名
- ◆業務主任者の氏名



標識の大きさは、横40センチメートル以上、縦35センチメートル以上です。

●帳簿の備え付け等

営業所には、次の事項を記載した帳簿(規則様式第19号)^(注1)を各事業年度の末日に閉鎖し、閉鎖の時から5年間保存する必要があります。

- ◆注文者の氏名又は名称及び住所
- ◆広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ◆表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ◆広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- ◆請負金額



(注1) 広告物の表示又は設置の契約ごとに作成することとし、この場合コンピューターなど電磁的記録に代えることも可能です。

登録の取消し、営業の停止

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ◆不正の手段により登録を受けたとき
- ◆登録の拒否要件に該当することとなったとき
- ◆登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ◆屋外広告物条例又は処分に違反したとき

罰 則

罰則の適用は以下のとおりです。

■ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第31条の2)	◆登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 ◆不正の手段により登録を受けた者 ◆営業停止命令に違反した者
■ 50万円以下の罰金(条例第32条)	◆知事(市町村長)の措置命令(条例第17条第1項)に違反した者
■ 30万円以下の罰金(条例第33条)	◆禁止地域、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をした者 ◆許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更(改造)した者 ◆許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物等の除却義務に違反した者 ◆屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ◆業務主任者を選任しなかった者
■ 20万円以下の罰金(条例第34条)	◆知事(市町村長)の求めに対し、広告物の表示者等が報告(資料の提出)をせず、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など ◆知事の求めに対し、屋外広告業者が報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など
■ 両罰規定(条例第35条)	◆違反の行為者(使用人、代理人など)を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑の適用
■ 5万円以下の過料(条例第36条)	◆廃業の届出を怠った者 ◆営業所に標識を掲げない者 ◆営業所に帳簿を備えない者